

2025(令和7)年3月28日

球磨村長
松谷浩一 様

(一社)くまむら山村活性化協会
従業員・役員一同

公開質問状

2025年3月31日をもって、法人事務所は閉鎖されることになりました。4月1日からは法人の解散に向けた清算手続きに入ります。村長が決断された委託業務の取りやめによって法人の運営財源が絶たれたことによります。

以下に、私たちが感じている疑問を公開質問状として記します。公開質問状としたのは、今回の事態に至った問題の背景と今回の村長の決断の意図を公けにすることによって、責任の所在を明らかにしたいと考えたからです。同時に、私たち役員や従業員への説明責任と謝罪を求めます。本状への村長からのご回答によって、法人の清算や人間関係に禍根を残さない決着に辿りつけるものと信じております。

ご回答は文書にて、3月31日14時まで法人事務所にお届けください。

1. 法人を平成31年に設立したのは役場ですが、①設立の経緯、②資本金ゼロ円の法人をなぜ設立したかについて、ご説明ください。また、設立時の役場内での稟議書をお示しいただき、議会で法人の設立についてどのように報告されたかお答えください。
2. ①法人の制度設計、②運営の財源、③登記上の定款の作成、④理事等の役員の任命、⑤村会計年度職員の法人への移籍等を、主導的に進めてきた職員が役場に在籍しています。村長から当該職員に聞き取りされ、それら①～⑤の意思決定の経緯と根拠をお答えください。
3. 今回、解雇された従業員のうち複数名は、法人設立時に役場の会計年度職員を離れ、法人に移籍させられました。その折、移籍後もこれまでの仕事への就業の継続保証を約束してくれました。今回の委託契約の取りやめによって約束は破られ、解雇されました。当事者を含めたすべての従業員に謝罪をされるお考えはありますか？
4. 前問3同様に、現在の役員のほとんどは、法人設立時に村から委嘱されて役員に就いています。就任時に「迷惑をかけないから」と依頼されています。今回の委託契約の取りやめによって、約束は破られました。全役員に謝罪されるお考えはありますか？

5. 前問4同様に、設立時の理事は、森林組合長、商工会長、農協理事、役場課長、村長の5名でした。現在は役場課長と村長は理事を辞任しています。
- ①今後の解散・清算手続き過程において発生すると思われる負債を残された理事に負わせるのですか？
 - ②役場課長と村長は辞任されているから、負債を負う責任はないとお考えですか？
 - ③村が負債を負うお考えはありますか？
6. 2年前にも村長は、委託取りやめ通知を出された後に撤回しています。①撤回された理由、②その折浮上した様々な問題点や課題に対して2年間解決を図ってこられなかった理由をお答えください。
7. 今回の委託取りやめ通知について、村長が①議会で述べた理由、②法人の理事会に出席して述べた理由は異なります。①②の理由、③異なった見解を示された理由、④委託取りやめ後の様々な問題対応の協議を拒否された理由について、それぞれお答えください。
8. 2年前に村長は、法人従業員との間でパワハラ争議を起こし、厚生労働省熊本労働局の調停を受け、調停の翌日に代表理事を辞任されています。本年3月の村議会情報交換会において、村長は全議員に、調停の合意書を回覧・閲覧させました。議会では「議員の理解を得るために回覧させた」と説明していますが、理解に苦しみます。なぜ回覧させ、議員にどのような説明をされたのかを詳しくお答えください。
9. 村長は議会において、「口外してはならない合意書を自らの不注意で見せた」と釈明しましたが、当事者の従業員にはいまだに謝罪がありません。
- ①もっとも苦痛を与えた当事者になぜ謝罪しないで今日に至ったのでしょうか？
 - ②当事者の従業員は文書による謝罪を求めています。謝罪される意思はございますか？
 - ③村長は人権侵害(プライバシー侵害、名誉棄損)をしてしまったという意識はございますか？ ①～③にお答えください。
10. 当事者の従業員は、熊本労働局での合意の前提として、「①謝罪、②雇用の継続」を元代表理事である村長に示し、元代表理事は受け入れたといいます。今回、従業員は法人から解雇通知を受け取っています。②の雇用の継続が今回破られたこととなります。従業員に対して今後、村長はどのような補償をされるお考えですか？ お答えください。

以上